

令和7年10月3日

シグマジオテック株式会社
代表取締役 石山 直樹 殿

**(仮称) ガーラ・レジデンス洋光台新築計画の土壤汚染
調査結果に関する疑義照会の回答書の確認について**

(仮称) ガーラ・レジデンス洋光台計画
近隣住民

冠省 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

昨日、貴社の代理人と称する田邊・矢野・八木法律事務所の弁護士らから内容証明郵便(10/1 付け)による「回答書」なる書簡を、住民代表の鈴木政之様が受領しました。私共は、その書簡のコピーを、本日受領し拝見しました。

その「回答書」の内容を拝読したところ、一部を除いて、誠実な回答がなされており、安堵しました。代理人弁護士らからの回答内容の要点は、下記の3項目と認識しましたのでご確認ください。

不

記

(要点1) 契約上の守秘義務があること。

(コメント)

この点の回答は、近隣住民として理解しましたが、貴社が試料採取・分析し報告した情報が、悪用(捏造)された疑いを明らかにすることは、自社の信用を喪失しないために、本来、企業防衛の観点から、なすべきことと感じています(私も会社の代表です)。

(要点2) 当社が受注したか否かも含め一切の回答をしない。

(コメント)

受注の有無についてさえ回答しないとのことですが、今更、回答を拒否することは、時機遅れの抗弁です。何故ならば、既に、本件土壤汚染の調査を依頼した土地所有者である FJ ネクストラから令和7年6月18日付け「回答書」を受領し、令和7年5月14日の土壤ガスの調査に関し、試料採取及び分析を行った機関の会社名の通知を受けています。

その回答書の記載内容をそのまま記載しますと、

○令和7年5月14日に、試料採取(ガス)・分析(ガス)を行った機関

(1) 会社名 シグマジオテック株式会社

(2) 代表者名 石山直樹

(3)住所 東京都大田区城南島3丁目2番8号

(4)土壤汚染対策法における指定調査機関番号 (2018-3-1004)

(5)計量証明事業登録 東京都(濃度)第 1408 号

従って、既に土壤汚染調査の依頼主が情報開示していることから、「受注したか否かについても一切の回答をしない。」との記載は、無意味なものとなっています。

(要点3) シグマジオテックは、すべての案件において誠実に職務を遂行しており、何ら法令違反の活動等を行っていない。

(コメント)

要点2のコメントにおいて、(仮称)ガーラ・レジデンス洋光台のマンション計画敷地の土壤汚染の調査を受注し、令和7年5月14日に試料採取及び分析を行ったのは、貴社である事実が既に確定しています。

そして、貴社が、試料採取及び分析を行った事実が確定した上で、貴社の代理人弁護士らが、「シグマジオテックは、すべての案件において誠実に職務を遂行しており、何ら法令違反の活動等を行っていない。」と記載しています。そうすると、すべての案件には、本件事案も含まれることになります。

即ち、試料採取にあつて、旧地主の邸宅のコンクリート基礎部分における試料採取のための削孔作業は、コンクリートを貫通していない事実(添付1)から、正直に「試料採取不可」と記載し、元請けトーエイ環境株式会社に報告していることになります。

言い換えれば、試料採取が出来なかった場所を試料採取したとして虚偽記載することなく、かつ、試料の採取不可能な測定点の分析数値を、貴社の測定結果報告書に計上(虚偽記載)していないことが、代理人弁護士らからの回答で明らかになりました。

その回答内容は、我々夫婦らが令和7年9月19日に、現地にて確認した事実(添付1)と突合し、結果、貴殿に追認して頂いたことになります。この度、このような適切な回答を頂戴したことに関し、命(健康被害)の危険と不安を感じている一住民として、感謝いたします。

以上

注)本書簡は、個人情報保護をうえて、「青空を渡さない会」のホームページに掲載します。

貴社から、本書簡に対する何らかの意見が提示された場合は、個人情報保護をうえて、ホームページに掲載いたします。